

平成16年4月1日細則第6号

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 一般競争による契約（第4条 - 第13条）
- 第3章 公募型企画競争による契約（第13条の2 - 第13条の5）
- 第4章 指名競争による契約（第13条の6 - 第17条）
- 第5章 随意契約（第17条の2 - 第20条）
- 第6章 予定価格（第21条・第22条）
- 第7章 契約の履行（第23条 - 第25条）
- 第8章 雑則（第26条 - 第27条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成16年規程第34号。以下「会計規程」という。）第52条及び第52条の2の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 病院等が行う契約に関する事務の取扱いについては、別に定めるものを除き、この細則の定めるところによる。

（契約審査委員会）

第3条 契約に関する重要事項を審査するため病院等に契約審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 経理責任者は、次に掲げる契約を締結する場合においては、あらかじめ契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他重要事項について、審査会に諮るものとする。

- 一 予定価格が1000万円以上の契約
- 二 第13条の2第1項に規定する契約（申込者若しくは交渉権者がいない場合又は交渉権者が契約を締結しない場合において、更に競争に付そうとするときを除く。）
- 三 第17条の2第1項第2号に規定する契約
- 四 その他経理責任者が必要と認めた契約

3 経理責任者は、前項の規定に基づき審査会が行った答申を尊重しなければならない。

- 4 経理責任者は、審査会の意見に従わない場合は、その理由を書面により審査会に通知しなければならない。
- 5 経理責任者は、第2項に規定するもののほか、この細則に定める事項及び四半期毎に取引業者別の支払額について、審査会に諮らなければならない。
- 6 審査会の職務、構成その他必要な事項は、別に定める。

第2章 一般競争による契約

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第4条 国立病院機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

- 2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。
 - 一 建設工事 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
 - 二 測量・建設コンサルタント等 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
 - 三 物品製造等(物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け) 物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあつては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
- 3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。
- 4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争参加者の排除)

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争参加者の制限)

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 七 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
 - 3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

(公告)

第7条 経理責任者は、一般競争に付そうとするときは、その競争の前日から起算して少なくとも10日前にホームページにおいて公告するとともに、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 その他必要な事項

(再度公告の期間)

第8条 経理責任者は、申込者若しくは交渉権者がいない場合又は交渉権者が契約を締結しない場合において、更に競争に付そうとするときは、前条の公告の期間を5日まで短縮することができる。

(申し込みの無効)

第9条 経理責任者は、会計規程第54条による申し込みをした者のうち、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした申し込み及び申し込みに関する条件に違反した申し込みは、無効とする旨を明らかにしなければならない。

(開札)

第10条 経理責任者は、入札の方法により一般競争に付すときは、公告に示した競争

執行の場所及び日時に入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、契約事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(再度入札)

第11条 経理責任者は、開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(入札状況調書の作成)

第11条の2 経理責任者は、開札を行ったときは応札状況を明らかにするため、様式1に定める入札状況調書を作成しなければならない。

(交渉順位の決定方法)

第12条 経理責任者は、会計規程第54条の規定により交渉権者となるべき同価の申し込みをした者が2人以上あるときは、直ちに、当該申込者にくじを引かせて交渉順位を定めなければならない。

2 前項の場合において、申込者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(委託契約の場合の再委託の制限)

第12条の2 経理責任者は、業務委託の契約(100万円を超えないものを除く。)を締結しようとする場合において、契約予定の相手方が委託する業務の全部を一括して再委託する場合は、契約を締結することができない。

2 経理責任者は、契約予定の相手方が委託する業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ次に掲げる事項について書面で提出させ、承認した場合において契約を締結することができる。契約後に再委託の相手方の変更等を行う場合も同様の承認を必要とする。

- 一 再委託の相手方の住所及び氏名
- 二 再委託を行う業務の範囲
- 三 再委託の必要理由
- 四 再委託の契約金額

(契約書の記載事項)

第13条 経理責任者は、契約を締結するときは、次項に定めるところにより、契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、これを省略することができる。

- 一 契約金額が150万円(外国で契約するときは、200万円)を超えない契約を

するとき。

- 二 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- 2 前項の規定により作成する契約書については、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。
 - 一 契約の目的
 - 二 契約金額
 - 三 履行期限
 - 四 契約の履行場所
 - 五 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - 六 監督及び検査
 - 七 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
 - 八 危険負担
 - 九 かし担保責任
 - 十 契約に関する紛争の解決方法
 - 十一 その他必要な事項

第3章 公募型企画競争による契約

(競争において入札によらないことができる場合)

- 第13条の2 会計規程第52条の2ただし書きに規定する競争において入札によらないことができる契約方法は、契約の性質又は目的から価格のみならず企画、技術の提案等を公募して総合的に評価する契約方法(以下「公募型企画競争」という)とする。
- 2 公募型企画競争に付することができる契約は、測量・建設コンサルタント等の契約その他の契約であって、経理責任者が公募型企画競争に付することが適当であると認めた契約とする。
 - 3 公募型企画競争に付する場合の見積書については、封書で封印の上で徴取し、競争執行の日時まで開封してはならない。

(開封)

- 第13条の3 経理責任者は、公募型企画競争に付すときは、開札に準じて公告に示した競争執行の日時に見積書の提出者(以下「提出者」という。)を立ち会わせて、見積書の開封をしなければならない。この場合において、提出者が立ち会わないときは、契約事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 2 見積書の開封をした場合には、書面で記録しなければならない。

(交渉権者を決定した場合の参加者への通知)

第13条の4 経理責任者は、公募型企画競争等により交渉権者を決定した場合は、決定後速やかに次に掲げる事項を競争参加者に通知しなければならない。

- 一 交渉権者の氏名及び住所
- 二 評価結果

(一般競争に関する規定の準用)

第13条の5 第4条から第9条、第12条第2項及び第12条の2の規定は、公募型企画競争に準用する。

第4章 指名競争による契約

(一般競争に付することが不利と認めて指名競争に付する場合)

第13条の6 会計規程第52条第3項の規定により一般競争に付することが不利と認めて指名競争に付する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 関係業者が共謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- 二 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
- 三 契約上の義務違反があった場合に国立病院機構の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

(指名競争に付することができる場合)

第13条の7 会計規程第52条第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- 七 工事及び測量・建設コンサルタント等の契約で一般競争入札に付しても落札者がいないとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第14条 指名競争に参加する者に必要な資格は、第4条の規定を準用するものとする。

(指名基準)

第15条 経理責任者は、指名競争に付する場合において、競争に参加させる者を指名しようとするときは、前条の資格を有する者のうちから指名するものとする。

(指名通知)

第16条 経理責任者は、指名競争に付するときは、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第7条第2項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第17条 第5条、第6条、第9条から第13条までの規定は、指名競争に準用する。

第5章 随意契約

(競争に付することが不利と認めて随意契約による場合)

第17条の2 会計規程第52条第4項の規定により競争に付することが不利と認めて随意契約による場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあるとき。
- 三 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- 四 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

(随意契約によることができる場合)

第17条の3 会計規程第52条第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が50万円を超えない財産を売払うとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 七 運送又は保管をさせるとき。

八 外国で契約をするとき。

九 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

(随意契約の特例)

第17条の4 経理責任者は、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札若しくは再度の公告による公募型企画競争に付しても交渉権者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 経理責任者は、会計規程第55条第2項に規定する者が契約を結ばないときは、その契約価額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第17条の5 前条の場合においては、予定価格又は契約価額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴取)

第18条 経理責任者は、随意契約により契約を行おうとするときは、なるべく複数の者から見積書を徴さなければならない。

(見積書の徴取の省略)

第19条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものと経理責任者が認めた場合には見積書の徴取を省略することができる。

一 慣習上見積書を徴する必要のないものとして、経理責任者が認めたとき。

二 迅速に契約しなければ国立病院機構の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。

三 契約事務の実情を勘案し、見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

(ブロック事務所等における事後点検)

第19条の2 経理責任者は、第17条の2第1項第2号の規定により契約を締結した場合にあっては、病院にあっては管轄するブロック事務所の審査会、ブロック事務所及び本部にあっては本部の審査会に、次に掲げる事項を速やかに報告し、事後点検を受けなければならない。

- 一 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- 二 契約を締結した日
- 三 契約相手方の氏名及び住所
- 四 予定価格及び契約金額
- 五 第17条の2第1項第2号の規定を適用した根拠及び理由
- 六 交渉内容
- 七 その他必要な事項

(一般競争に関する規定の準用)

第20条 第12条の2及び第13条の規定は、本章の契約に準用する。

第6章 予定価格

(予定価格の作成)

第21条 経理責任者は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を明らかにした書面(以下「予定価格調書」という。)を作成しなければならない。ただし、予定価格が100万円を超えない随意契約については、予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略することができる。

- 2 経理責任者は入札又は公募型企画競争によろうとするときは、予定価格調書を封書に封印の上、開札又は見積書の開封(以下「開札等」という)まで金庫等に保管し、開札等の際これを開札等の場所に置かなければならない。
- 3 経理責任者は国立病院機構が保有する資産等を広告媒体として広告の掲載を公募し広告収入を得ようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該収入にかかる予定価格(広告掲載にかかる申込最低価格)について、第7条又は第13条の5の規定に基づく公告の際に併せて公表することができる。

(予定価格の決定方法)

第22条 予定価格は契約する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。

- 2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、病院等の財政状態及び運営状況、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短、支払条件等を考慮して適正に定めなければならない。

第7章 契約の履行

(監督及び検査の職務)

第23条 経理責任者又は会計規程第56条第3項の規定に基づき監督の委託を受けた者は、契約の相手方の工事等の監督について契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて監督を行うものとする。

2 経理責任者又は会計規程第56条第3項の規定に基づき検査の委託を受けた者は、売買契約、請負契約又はその他の契約について給付の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて検査を行うものとする。

3 監督及び検査の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督及び検査において特に知り得た事項は、これを他に漏らしはならない。国立病院機構の職を退いた後といえども同様とする。

(委託職員の報告)

第24条 経理責任者は、監督及び検査の委託を受けた者からその実施した監督業務及び検査業務の結果について報告を受けなければならない。

(検査調書の作成)

第25条 検査職員は、契約金額が500万円を超える契約に係る給付の完了の確認をした場合は、検査調書を作成し、遅滞なく経理責任者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、給付の完了前に代価の一部を支払う場合においては、既済部分の検査を行うときは必要書類を提出させて検査し、確認しなければならない。この場合検査調書には、既済部分を明確にし部分払いの限度を記載しなければならない。

第8章 雑則

(情報の提供)

第26条 経理責任者は、契約締結後速やかに、その調達に係る経営効果を検証しなければならない。

2 経理責任者は、ブロック担当理事の求めに応じて前項の検証の結果を報告しなければならない。

(契約に係る情報の公開)

第26条の2 国立病院機構の支出の原因となる契約であって、予定価格が100万円(賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円)を超える契約(第17条の2第2号の規定により契約した場合を除く。)を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない

い。

- 一 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
 - 二 経理責任者の氏名、名称及び所在地
 - 三 契約を締結した日
 - 四 契約の相手方の氏名及び住所
 - 五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - 六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国立病院機構の事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - 七 契約金額
 - 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率（小数点以下第二位を四捨五入する。））（予定価格を公表しない場合を除く。）
 - 九 随意契約によることとした理由（随意契約を行った場合に限る。）及び会計規程等の根拠条文
 - 十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国立病院機構の常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数
 - 十一 その他必要な事項
- 2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

（その他）

第27条 この細則の定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第4号）

（施行期日）

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第1号）

（施行期日）

この細則は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成 19 年細則第 5 号）
（施行期日）
この細則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年細則第 1 号）
（施行期日）
この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

